

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](平成 25年 10月度)

対象期間:平成 26年 10月 1日 ~ 平成 26年 10月 31日

1. 埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の五 七 イ]

種 類	数 量 (単位 : t)
燃 え 殻	4.10
汚 泥	921.39
廃 油	12.85
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	197.90
紙 く ず	4.55
木 く ず	11.32
織 維 く ず	0.86
混 合 廃 棄 物	1,736.91
動 植 物 性 残 さ	0.00
動 物 系 固 形 不 要 物	0.00
ゴ ム く ず	0.00
金 属 く ず	0.00
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	358.56
鉱 さ い	38.47
が れ き 類	29.42
動 物 の ふ ん 尿	0.00
動 物 の 死 体	0.31
ば い じ ん	0.00
産業廃棄物を処理するために処理したもの	0.00
廃 石 綿 等	0.00

2. 残余容量 (年度末時点) [規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 七 リ]

測定年月日	
測定結果	

3. 水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びチ]

	地下水		放流水
採取場所	上流	下流	放流先
採取年月日	平成 26年 10月 13日	平成 26年 10月 13日	平成26年10月13日
検査結果が得られた日	平成 26年 10月 21日	平成 26年 10月 21日	平成26年10月21日
電気伝導率 ※2	12 mS/m	13 mS/m	—
塩化物イオン ※2	6.3 mg/ℓ	6.3 mg/ℓ	—
水素イオン濃度			8.0(22)-(°C)
生物化学的酸素要求量			1.2 mg/ℓ
化学的酸素要求量			—
浮遊物質質量			1mg/ℓ未満
窒素含有量 ※3	別添(PDF)	別添(PDF)	別添(PDF)
分析結果			
異状の有無			
必要な措置を講じた年月日	—	—	—
とその内容 ※1	—	—	—

4. 施設の点検[規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検年月日	平成 26年 10月 31日	平成 26年 10月 31日	平成 26年 10月 31日	平成 26年 10月 31日	平成 26年 10月 31日
異状の有無	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
必要な措置を講じた年月日とその内容	—	—	—	—	—

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。



No.6267807-2

平成 26 年 10 月 21 日

計 量 証 明 書

株式会社 北海道環境キテール

喜 茂 別 事 業 所 様

札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社

(事業所全) 環境クリエイト株式会社 ラボラトリ

(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3

(登録番号) 計量証明事業登録 第677号

環境計量士 藤原 絵理子
第3756号

試 料 名	地下水・上流 及び 地下水・下流
採 取 場 所	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 産業廃棄物最終処分場 浸出水処理施設
採 取 者	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 岩本 吏貴
採 取 日	平成 26 年 10 月 13 日 (天候: 曇、気温: 14℃)
受 付 日	平成 26 年 10 月 14 日

計 量 の 対 象	地下水・上流	地下水・下流	単 位	計 量 の 方 法
採水時刻	9:20	9:00	—	—
採水時水温	7.9	8.5	℃	—
透視度	50	50	度	—
電気伝導率	12	13	mS/m	JIS K 0101 12 電気伝導率
塩化物イオン	6.3	6.3	mg/L	JIS K 0101 32.5 イオンクロマトグラフ法
以下余白				

備 考

- ・採水時水温、透視度及び電気伝導率は、計量法第 107 条の計量証明対象外です。
- ・採水時水温及び透視度は、試料採取時に採取者が測定した値です。



No.6267807-1
平成 26 年 10 月 21 日

計 量 証 明 書

株式会社 北海道環境キテール
喜茂別事業所 様

札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社
(事業所名) 環境クリエイト株式会社 ラボラトリ
(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3
(登録番号) 計量証明事業登録 第677号
環境計量士 藤原 絵理子
第3756号

試 料 名	放流水
採 取 場 所	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 産業廃棄物最終処分場 浸出水処理施設
採 取 者	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 岩本 吏貴
採 取 日	平成 26 年 10 月 13 日 (天候:曇、気温:14℃)
受 付 日	平成 26 年 10 月 14 日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	基 準 値 (参 考)	単 位	計 量 の 方 法
採水時刻	8:55	—	—	—
採水時水温	18.1	—	℃	—
透視度	50	—	度	—
水素イオン濃度 (測定時水温) [pH]	8.0(22)	5.8 以上 8.6 以下	-(℃)	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法
生物化学的酸素要求量 [BOD]	1.2	60 以下	mg/L	JIS K 0102 21 及び 32.3 隔膜電極法
浮遊物質 [SS]	1 未満	60 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示 第59号付表9 ガラス繊維ろ紙法
以下余白				

備 考

- ・採水時水温及び透視度は、計量法第 107 条の計量証明対象外です。
- ・採水時水温及び透視度は、試料採取時に採取者が測定した値です。
- ・基準値は、昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。



計 量 証 明 書

株式会社 北海道環境キテール
喜 茂 別 事 業 所 様札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社
(事業所) 環境クリエイト株式会社 ラボラトリ
(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3
(登録番号) 計量証明事業登録 第677号
環境計量士 藤原 絵理子
第3756号

試 料 名	放流水、地下水上流、地下水下流 ✓
採 取 場 所	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 産業廃棄物最終処分場 浸出水処理施設
採 取 者	環境クリエイト株式会社 小宮 英高
採 取 日	平成 26 年 9 月 6 日 ✓
受 付 日	平成 26 年 9 月 6 日

1. 放流水

計 量 の 対 象	放 流 水	基準値 (参 考)	単位	計 量 の 方 法
採水時刻	9:45	—	—	—
採水時水温	24.5	—	℃	—
透視度	30 以上	—	度	—
アルキル水銀化合物	不検出 ✓ (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表2及び昭和49年 9月30日環境庁告示第64号付表3 ガスクロマトグラフ法
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 未満 ✓	0.005 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表1 還元気化原子吸光法
カドミウム及びその化合物	0.01 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 55.3 ICP 発光分光分析法
鉛及びその化合物	0.01 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 54.3 ICP 発光分光分析法
有機燐化合物	0.1 未満 ✓	1 以下	mg/L	昭和49年9月30日環境庁告示第64号付表1 ガスクロマトグラフ法
六価クロム化合物	0.05 未満 ✓	0.5 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法
砒素及びその化合物	0.01 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法
シアン化合物	0.1 未満 ✓	1 以下	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満 ✓	0.003 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.3 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.002 未満 ✓	0.2 以下	mg/L	同上

計 量 の 対 象	放 流 水	基準値 (参 考)	単 位	計 量 の 方 法
四塩化炭素	0.002 未満 ✓	0.02 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
1,2-ジクロロエタン	0.002 未満 ✓	0.04 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満 ✓	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.4 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.002 未満 ✓	3 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.002 未満 ✓	0.06 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 未満 ✓	0.02 以下	mg/L	同上
チウラム	0.006 未満 ✓	0.06 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表4 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.003 未満 ✓	0.03 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表5第1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
チオベンカルブ	0.02 未満 ✓	0.2 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.002 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
セレン及びその化合物	0.01 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法
ほう素及びその化合物	2.5 ✓	50 以下	mg/L	JIS K 0102 47.3 ICP発光分光分析法
ふつ素及びその化合物	0.1 未満 ✓	15 以下	mg/L	JIS K 0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6.2 ✓	200 以下	mg/L	JIS K 0102 42.1 及び 42.2 インドフェノール青 吸光光度法、43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸 光光度法、43.2.5 イオンクロマトグラフ法
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 鉱油類含有量	1.0 未満 ✓	5 以下	mg/L	昭和49年9月30日環境庁告示第64号付表4 及び JIS K 0102 附属書1(参考)Ⅱ.
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 動植物油脂類含有量	1.0 未満 ✓	30 以下	mg/L	不揮発性鉱油類及び不揮発性動植物油脂類
フェノール類含有量	0.5 未満 ✓	5 以下	mg/L	JIS K 0102 28.1 4-アミノアンチピリン吸光光度法
銅含有量	0.01 未満 ✓	3 以下	mg/L	JIS K 0102 52.4 ICP発光分光分析法
亜鉛含有量	0.07 ✓	2 以下	mg/L	JIS K 0102 53.3 ICP発光分光分析法
溶解性鉄含有量	0.04 ✓	10 以下	mg/L	JIS K 0102 57.4 ICP発光分光分析法
溶解性マンガン含有量	0.01 ✓	10 以下	mg/L	JIS K 0102 56.4 ICP発光分光分析法
クロム含有量	0.01 未満 ✓	2 以下	mg/L	JIS K 0102 65.1.4 ICP発光分光分析法
大腸菌群数	0 ✓	日間平均値 3,000 以下	個/cm ³	昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号別表第1
窒素含有量	16 ✓	120 以下 (日間平均60)	mg/L	JIS K 0102 45.2 紫外吸光光度法
1,4-ジオキサン	0.05 未満 ✓	10(0.5) 以下*	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表7第3 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
備 考				
・採水時水温、透視度及び大腸菌群数は、計量法第107条の計量証明対象外です。 ・「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」は、アンモニア性窒素濃度×0.4、亜硝酸性窒素濃度及び硝酸性窒素濃度の合算値です。 ・排水基準は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。窒素含有量は、環境大臣が定める公共用水域に排出される場合に適用されます。 ※ 1,4-ジオキサンは、平成25年環境省令第3号による改正省令の施行の際の既存施設については、経過措置として排水基準値0.5mg/Lのところ当分の間10mg/Lが適用されます。 ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。				

2. 地下水

計 量 の 対 象	地下水 上 流	地下水 下 流	基 準 値 (参 考)	単 位	計 量 の 方 法
採水時刻	10:15	12:07	—	—	—
採水時水温	9.4	9.0	—	℃	—
透視度	30 以上	30 以上	—	度	—
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表2 ガスクロマトグラフ法
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表1 還元気化原子吸光法
カドミウム	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法
鉛	0.006	0.006	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 65.2.4 I C P 発光分光分析法
砒素	0.003	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 61.2 水素化合物発生原子吸光法
全シアン	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出され ないこと	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 4-ピリジ ンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガス クロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
ふっ素	0.11	0.08 未満	0.8 以下*	mg/L	JIS K 0102 34.1 ランタン-アリザリン コンプレキソン吸光光度法
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	0.2	0.4	10 以下*	mg/L	JIS K 0102 43.2.5 イオンクロマトグラフ法、 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガス クロマトグラフ質量分析法
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表4 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表5第1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガス クロマトグラフ質量分析法
セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表5第1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
ほう素	0.02 未満	0.02 未満	1 以下*	mg/L	JIS K 0102 47.3 I C P 発光分光分析法
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表7第3 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
塩化ビニルモノマー	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表第1 ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
備 考					
・採水時水温及び透視度は、計量法第107条の計量証明対象外です。 ・基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、及び※印の項目については平成9年環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によります。 ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。					